

## 第8号議案

平成29年5月30日  
任用給与課

### 勤務時間及び週休日の特例の承認について

平成29年5月25日付29総人職第202号により、東京都知事から申請のあ  
った標記の件について、申請のとおり承認する。

## フレックスタイム制の試行に伴う勤務時間及び週休日の特例について

知事部局において試行されるフレックスタイム制の対象とする職員について、勤務時間及び週休日を規定する。

項目	内容
設定基準	<p>【1週間の正規の勤務時間】 4週間の期間について、1週間の正規の勤務時間の平均を38時間45分とすれば、ある週の正規の勤務時間が38時間45分を超える、又は38時間45分に満たないことができる。</p> <p>【週休日】 4週間の期間について、週休日を4週間当たり8日以上12日以内の割合で設定する。</p>
対象職場	本庁における総務局各部課
対象職員	対象職場においてフレックスタイム制の利用を希望し、所属長がその利用を認めた職員
適用年月日	平成29年6月4日から平成29年8月26日まで

### 【参考】フレックスタイム制の試行

#### 〔目的〕

任命権者において、ライフ・ワーク・バランス実現への柔軟な働き方に関し、既存の枠組みにとらわれず幅広く検討していくため、民間企業で導入可能な諸制度の活用を視野に、4週間単位でのフレックスタイム制の試行を実施

#### 〔内容〕

- 繁忙の日に長い勤務時間を設定し、他の日に短い勤務時間を設定することで、4週間単位で業務の繁閑を利用し、ライフ・ワーク・バランスを実現
- 週に4日は長い勤務時間を設定することで、週休3日も実現

### 【参考条文】職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（抄）

#### （一週間の正規の勤務時間）

第2条 職員の正規の勤務時間は、休憩時間を除き、一週間に38時間45分とする。

2及び3（略）

4 任命権者は、職務の性質により前3項の規定により難いときは、休憩時間を除き、4週間に超えない期間につき1週間当たり38時間45分（略）とする正規の勤務時間を、人事委員会の承認を得て、別に定めることができる。

#### （週休日）

第4条 日曜日及び土曜日は、週休日（略）とする。（略）

2 任命権者は、職務の性質により特別の勤務形態によって勤務する必要のある職員については、前項の規定にかかわらず、4週間ごとの期間につき8日の週休日（略）を設けるものとする。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（略）により、これにより難い場合において、人事委員会の承認を得て、4週間に超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（略）を設けるときは、この限りでない。

## 試行するフレックスタイム制のイメージ

### ○ 第1週

勤務時間の割振り				勤務時間	
週休日				—	
日	9時	勤務	休憩	勤務	17時45分
月	9時				7時間45分
火	9時				7時間45分
水	9時				7時間45分
木	8時				8時間45分
金	9時				6時間45分
土	週休日				—
					計38時間45分

### ○ 第2週

勤務時間の割振り				勤務時間	
週休日				—	
日	7時	勤務	休憩	勤務	17時45分
月	11時				9時間45分
火	9時				3時間45分
水	8時				7時間45分
木	9時				8時間45分
金					6時間45分
土	週休日				—
					計36時間45分

### ○ 第3週

勤務時間の割振り				勤務時間	
週休日				—	
日	9時	勤務	休憩	勤務	17時45分
月	9時				7時間45分
火	9時				9時間45分
水	8時				7時間45分
木	9時				10時間45分
金					7時間45分
土	週休日				—
					計43時間45分

### ○ 第4週

勤務時間の割振り				勤務時間	
週休日				—	
日	9時	勤務	休憩	勤務	17時45分
月	9時				7時間45分
火	9時				9時間45分
水	週休日				—
木	9時				9時間45分
金	9時				8時間30分※
土	週休日				—
					計35時間45分

(4週間の合計勤務時間 155 時間)  
= 1週間の平均勤務時間 38 時間 45 分

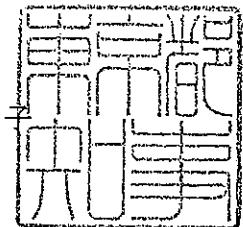


29 総人職第202号  
平成29年5月25日

東京都人事委員会 殿

東京都知事

小池百合



### フレックスタイム制の試行に伴う勤務時間及び週休日の特例について（申請）

職員のライフ・ワーク・バランスの推進に向け、生産性の向上を含めた柔軟で多様な働き方への見直しを幅広く検討していく観点から、平成29年6月から同年8月まで、4週当たりの正規の勤務時間の伸縮を認めるフレックスタイム制を試行する。

については、フレックスタイム制を試行する職場（以下「試行職場」という。）における勤務時間及び週休日について、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年東京都条例第15号）第2条第4項及び第4条第2項の規定に基づく貴委員会の承認が得られるよう、下記のとおり申請いたします。

#### 記

##### 1 設定基準

###### （1）1週間の正規の勤務時間

試行職場では、4週間の期間について、1週間の正規の勤務時間の平均を38時間45分とすれば、ある週の正規の勤務時間が、38時間45分を超えるか又は38時間45分に満たないことができる。

###### （2）週休日

試行職場では、週休日を4週間にについて8日以上12日以下とすることができる。

##### 2 試行職場

本庁における総務局各部課

##### 3 対象職員

試行職場においてフレックスタイム制の利用を希望し、所属長がその利用を認めた職員

##### 4 適用年月日

平成29年6月4日から同年8月26日まで

##### 5 申請理由

職員のライフ・ワーク・バランス推進等に向けた働き方改革の一環として、柔軟で多様な勤務時間制度について幅広く検討するに当たり、職員の正規の勤務時間及び週休日について特例を設定する必要があるため

